

## 米子市監査委員告示第2号

### 定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、米子市監査委員監査規程（令和2年米子市監査委員規程第1号）に従い実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年2月12日

米子市監査委員 野 坂 正 史  
米子市監査委員 植 田 昭  
米子市監査委員 中 田 利 幸

#### 1 監査の種類

定期監査

#### 2 監査の対象

(1) 収納推進課

(2) こども施設課

#### 3 監査対象の概要

(1) 収納推進課の課及び担当の配置は別図1のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

ア 市税及び県民税並びに国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。

イ 納税貯蓄組合に関すること。

ウ 納税証明に関すること。

エ 市が有する債権の徴収困難事案に係る滞納整理に関すること。

また、令和7年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和7年10月末日現在）は、別表1のとおりであった。

(2) こども施設課の課及び担当の配置は別図2のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

○こども総本部こども施設課

- ア 認定こども園並びに保育所、児童遊園地及び児童館に関すること。
- イ 放課後児童対策事業に関すること。
- ウ 児童文化センターに関すること。
- エ 子育て支援センターの運営に関すること。

○教育委員会事務局こども施設課

- ア 学校教育施設の整備計画に関すること。
- イ 学校教育財産の取得、処分及び管理に関すること。

また、令和7年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和7年10月末日現在）は、別表2及び別表3のとおりであった。

4 監査の着眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正に執行されているかどうかを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査の範囲

主として令和7年4月1日から同年10月末日までに執行された財務に関する事務

(2) 監査の期日

令和7年12月25日

(3) 監査を執行した監査委員

野坂正史・植田 昭

(4) 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 収納推進課

ア 予算の執行と経理事務

- (ア) 資金前渡に関する事務については、精算が遅延しているものがあつたので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

- (イ) 収入に関する事務については、次のとおりであった。
  - a 市税においては、適正に処理されていた。
  - b 使用料及び手数料においては、適正に処理されていた。
  - c 県支出金においては、適正に処理されていた。
  - d 諸収入においては、適正に処理されていた。
- (ウ) 旅費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (エ) 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (オ) 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (カ) 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (キ) 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (ク) 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (ケ) 償還金に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (コ) 釣銭資金の管理事務については、適正に処理されていた。

#### イ 物品の管理事務

- (ア) 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量の符合しないものがあったので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- (イ) 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、レターパックの残数を記載していないものがあったので、米子市物品管理規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。また、郵便切手類は、施錠することができる場所に保管されていた。

#### (2) こども施設課

##### ア 予算の執行と経理事務

- (ア) 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。
- (イ) 旅行に関する事務については、出張復命書の提出を遅延しているものがあったので、米子市職員服務規程（平成17年米子市訓令第14号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- (ウ) 収入に関する事務については、次のとおりであった。
  - a 使用料及び手数料においては、納入期限を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理するこ

と。

- b 国庫支出金においては、調定をしていないものがあつたので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- c 県支出金においては、適正に処理されていた。
- d 財産収入においては、適正に処理されていた。
- e 諸収入においては、適正に処理されていた。

(エ) 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(オ) 報償費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(カ) 需用費に関する支出事務については、次の不適切な処理があつた。

- a 支出負担行為日を誤っているものがあつたので、米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年米子市規則第45号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- b 支出負担行為額を誤っているものがあつたので、米子市予算の編成及び執行に関する規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(キ) 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ク) 委託料に関する支出事務については、次の不適切な処理があつた。

- a 支出負担行為決議書の決裁がないものがあつたので、米子市予算の編成及び執行に関する規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- b 支出負担行為決議書の決裁を受けずに契約しているものがあつたので、米子市予算の編成及び執行に関する規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- c 委託期間が終了しているが、完了報告書を徴取していないものがあつたので、箕蚊屋小学校グラウンド南側剪定・伐採業務委託契約書の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- d 毎月の委託業務の報告が遅延しているものがあつたので、警備業務委託契約書の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ケ) 使用料及び賃借料に関する支出事務については、会計課からの差戻後の電子決済承認ルートにおいて、所管課での課長決裁のないものがあつたので、米子市組織規則（平成30年米子市規則第6号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(コ) 工事請負費に関する支出事務については、次の不適切な処理があつた。

a 現年度予算で執行すべき修繕工事を繰越明許費から執行しているものがあつたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 支出科目を誤っているものがあつたので、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

（サ）備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

（シ）負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

（ス）公課費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

#### イ 公有財産の管理事務

##### 公有財産台帳の整備事務

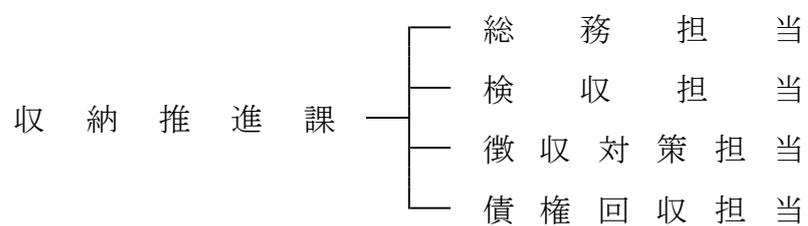
こども施設課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、登録事項が符合していないものがあつたので、米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

#### ウ 物品の管理事務

（ア）備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。

（イ）郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、数量は符合した。また、郵便切手類は、施錠することができる場所に保管されていた。

別 図 1 組織図 (収納推進課)



別 図 2 組織図 (こども施設課)

こども総本部  
こども施設課 ——— 子育て施設担当

教育委員会事務局  
こども施設課 ——— 学校施設担当

別表 1 (収納推進課)

令和7年度一般会計歳入歳出予算執行状況 (令和7年10月末日現在)

歳 入 (単位:円・パーセント)

費 目	A	B	C	B	C	C/A	C/B
	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 未 済 額		
個人市民税	7,863,908,000	8,128,478,344	4,298,092,738	3,830,385,606		54.7	52.9
法人市民税	1,485,156,000	974,815,091	949,947,537	24,867,554		64.0	97.4
固定資産税	8,673,566,000	8,978,975,303	6,145,910,047	2,833,065,256		70.9	68.4
国有資産等所在市町村 交付金及び納付金	35,749,000	36,352,800	36,352,800	0		101.7	100.0
軽自動車税	527,959,000	534,488,553	519,961,680	14,526,873		98.5	97.3
軽自動車税割 環境性能割	38,839,000	24,846,600	24,846,600	0		64.0	100.0
市たばこ税	1,036,121,000	617,479,062	529,637,192	87,841,870		51.1	85.8
入湯税	60,040,000	36,706,800	36,650,250	56,550		61.0	99.8
総務手数料	502,000	292,950	292,250	700		58.2	99.8
総務費県負担金	237,854,000	145,121,770	0	145,121,770		0.0	0.0
延滞金	20,000,000	4,460,509	4,460,509	0		22.3	100.0
滞納処分費	1,187,000	0	0	0		0.0	-
雑入	300,000	10	10	0		0.0	100.0
合 計	19,981,181,000	19,482,017,792	12,546,151,613	6,935,866,179		62.8	64.4

歳 出 (単位:円・パーセント)

費 目	A	B	C	A	C	C/A	C/B
	予 算 現 額	支出負担行為額	支 出 済 額	予 算 残 額	予 算 残 額		
税務総務費	514,258,000	281,698,467	281,361,950	232,896,050		54.7	99.9
徴収費	39,178,000	24,932,172	20,630,666	18,547,334		52.7	82.7
合 計	553,436,000	306,630,639	301,992,616	251,443,384		54.6	98.5

別 表 2 (こども総本部こども施設課)

令和7年度一般会計歳入歳出予算執行状況 (令和7年10月末日現在)

歳 入

(単位：円・パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B - C 収 入 未 済 額	C/A	C/B
民 生 使 用 料	201,000	151,916	151,916	0	75.6	100.0
教 育 使 用 料	13,000	13,380	13,380	0	102.9	100.0
民生費国庫補助金	551,000	0	0	0	0.0	—
民生費県補助金	866,000	0	0	0	0.0	—
財 産 貸 付 収 入	55,000	58,040	58,040	0	105.5	100.0
雑 入	20,521,000	9,646,399	9,427,569	218,830	45.9	97.7
民 生 債	91,100,000	0	0	0	0.0	—
教 育 債	2,900,000	0	0	0	0.0	—
合 計	116,207,000	9,869,735	9,650,905	218,830	8.3	97.8

歳 出

(単位：円・パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A - C 予 算 残 額	C/A	C/B
児 童 福 祉 総 務 費	909,426,000	570,842,707	566,145,222	343,280,778	62.3	99.2
子ども・子育て支援費	1,597,560,000	953,996,960	787,817,393	809,742,607	49.3	82.6
児 童 福 祉 施 設 費	38,441,000	20,027,383	18,269,661	20,171,339	47.5	91.2
児童文化センター費	84,534,000	81,635,725	64,559,525	19,974,475	76.4	79.1
合 計	2,629,961,000	1,626,502,775	1,436,791,801	1,193,169,199	54.6	88.3

別表 3 (教育委員会事務局こども施設課)

令和7年度一般会計歳入歳出予算執行状況 (令和7年10月末日現在)

歳入

(単位：円・パーセント)

費目	A 予算現額	B 調定額	C 収入済額	B - C 収入未済額	C/A	C/B
教育使用料	10,966,000	6,495,766	6,241,766	254,000	56.9	96.1
総務手数料	0	330	330	0	—	100.0
教育費国庫補助金	158,299,000	167,524,000	0	167,524,000	0.0	0.0
教育費県補助金	147,583,000	147,326,000	0	147,326,000	0.0	0.0
雑入	2,051,000	1,011,792	904,221	107,571	44.1	89.4
教育債	772,600,000	0	0	0	0.0	—
合計	1,091,499,000	322,357,888	7,146,317	315,211,571	0.7	2.2

※繰越額を含む。

歳出

(単位：円・パーセント)

費目	A 予算現額	B 支出負担行為額	C 支出済額	A - C 予算残額	C/A	C/B
事務局費	14,920,000	12,242,018	7,500,578	7,419,422	50.3	61.3
小学校管理費	615,398,000	372,019,893	298,898,939	316,499,061	48.6	80.3
小学校教育振興費	57,336,000	34,388,139	31,723,103	25,612,897	55.3	92.3
小学校建設費	661,887,000	588,350,495	189,904,005	471,982,995	28.7	32.3
中学校管理費	582,360,000	383,922,444	139,076,355	443,283,645	23.9	36.2
中学校教育振興費	40,870,000	25,508,655	21,502,141	19,367,859	52.6	84.3
中学校建設費	150,638,000	138,538,070	27,436,400	123,201,600	18.2	19.8
保健体育総務費	1,703,000	218,480	218,480	1,484,520	12.8	100.0
合計	2,125,112,000	1,555,188,194	716,260,001	1,408,851,999	33.7	46.1

※繰越額を含む。